

令和6年度 非木造住宅等にかかる補助金

耐震診断費補助金(戸建て住宅 上限9万円、共同住宅等 上限5万円/戸)

耐震改修設計費補助金(上限10万円/戸)

耐震改修工事費補助金(上限110万円/戸)

診断、設計、工事に取り掛かる前に申請してください!

【対象】

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅のほか、3階建木造住宅、木質系枠組壁工法の住宅

【申請者】

建物の所有者(区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律に規定する法人)

【耐震診断】 耐震診断及び概算工事費に要する費用を補助(診断のみでも可)

○戸建て ……対象経費(※1)の3分の2、9万円を限度

○共同住宅等 ……対象経費(※2)の3分の2、1戸当たり5万円を限度

※1 136,000円を限度

※2 床面積 1,000㎡未満の部分 3,670円/㎡、1,000㎡~2,000㎡未満の部分 1,570円/㎡、2,000㎡以上の部分 1,050円/㎡を限度



【耐震改修設計】

・対象建築物 耐震診断の結果「安全な構造」でないと判断されたもの

対象経費の3分の2、1戸当たり10万円を限度

【耐震改修工事】

・対象建築物 耐震診断の結果「安全な構造」でないと判断され、耐震改修計画認定を受けたもの

- ① 補強工事費 ……対象経費(※3)の23%(マンションは1/3)に30万円を加算した額、1戸当たり100万円を限度
- ② 工事監理費 ……対象経費の3分の2、1戸当たり10万円を限度
- ③ 付帯工事費 ……対象経費(※4)の一部、1戸当たり100万円を限度

※3 躯体工事及び基礎工事等(マンションは50,200円/㎡を限度、マンション以外は34,100円/㎡を限度)

※4 仮設工事、既設部分の撤去工事及び撤去部分の復旧工事

※5 補強工事費、工事監理費、付帯工事費の合計は上限110万円

非木造住宅等の補助金申請の流れ

事前相談、事業計画の承認

予算額に達し次第締め切りますので
お早めにご相談ください。

交付申請

耐震診断は令和6年12月末までに交付申請書を提出してください。
必ず診断、改修設計、改修工事に取り掛かる前に申請してください。

契約・事業の着手



診断・設計・工事

交付決定通知を受けてから契約を締結し、交付申請書の内容に基づいて耐震診断(概算工事費に要する費用)又は耐震改修を行ってください。

事業完了

事業完了後、令和7年2月末までに実績報告書を提出してください。

実績報告書提出

補助金額の確定

補助金交付

書類審査後、市から指定口座へ補助金を振り込みます。

耐震診断又は耐震改修を途中で中止した場合や、予定どおり完了せず期限内に手続きができなかった場合には、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。

Web サイトは
こちらから！！

【お問い合わせ先】

安城市役所 建築課建築指導係 (電話 0566-71-2241)

